

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

港南あひる保育園

2023年4月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	5
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	8
評価結果 内容評価.....	12
A-1 保育内容.....	12
A-2 子育て支援.....	16
A-3 保育の質の向上.....	16

施設・事業所情報

第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	港南あひる保育園	
■種別	認可保育所	
■代表者氏名	阿部喜代美	
■定員（利用人数）	50人(50人)	
■所在地	〒233-0005	横浜市港南区東芹が谷 14-10
■TEL	045-823-7439	
■ホームページ	準備中	
【施設・事業所の概要】		
■開設年月日	2015年4月1日	
■経営法人・設置主体	特定非営利活動法人 あひる会	
■職員数（常勤）	10名	
■職員数（非常勤）	17名	
■専門職員（名称別）	・園長	1人
	・保育士	21人
	・栄養士	2人
	・調理員	2人
	・事務員	1人
■施設設備の概要	・居室数	4
	・設備等	給食室・医務室兼休憩室・事務室・多目的ホール・多目的トイレ・教材庫・屋上園庭

②理念・基本方針

【保育理念】

- ・子ども一人ひとりの個性を大切にしながら、心身ともに健やかに育ちゆく場となるようにします。
- ・保護者と保育者がしっかり手をつなぎ、子どもを真ん中に共に成長していける場となるようにします。

- ・地域に根ざした保育園として様々な交流を大切にし、要望に応えます。

【園目標】

- ・安心安全な保育園作りを目指します。
- ・保護者と共に保育を行い、安心して意見を言える保育園を目指します。
- ・職員が元気で自信を持って働ける保育園作りを目指します。
- ・地域の中の保育園として地域の理解を得るとともに地域活動への参加を進めます。
- ・保育園の財産管理を適正に行います。

③施設・事業所の特徴的な取組

・1967年に近隣の病院に勤める看護師の有志が、自分たちの子どもの預け先として立ち上げた無認可共同保育所を前身としており、今も保育理念の一つに「保護者と保育者が手をつなぎ、子どもを真ん中に共に成長していける場」であることを謳っています。

・園では30年前から午前睡を取り入れています。早寝早起きで毎日いきいき生活できるようにリズムを整えることに重きを置いています。1歳児の後半から午前みの昼寝に移行し、睡眠・休息をとってから給食を食べることで、しっかり味わって美味しく食事を取ることができています。午後は散歩等、戸外に出て身体を動かし、クラスや異年齢の交流も意識して過ごす等、降園時間までしっかり遊んですごしています。夜早く眠り休息を取ることで、脳や身体の発達を促進し、健康な体づくりを目指しています。

・美味しい給食を楽しんで食べる事、食の大切さを園全体で考え、取り組んでいます。安全な食材を使った昼食とおやつは全て手作りで、バランスの良い献立を心がけています。

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2022/5/17	(契約日)～	2023/3/7	(評価結果確定日)
■受審回数(前回の受審時期)	1	回(2017	年度)

総評

【特徴や今後期待される点】

◆子どもたちは身体を十分使って遊び、しっかり食べて、元気に園生活を楽しんでいます

保育士は子どもたちの主体性を大事にしています。子どもたちの戸外での遊びは「やってみよう！」と思う気持ちを大事にして、危険がない限り保育士は見守っています。乳児も小枝を持ったり、草むらに入ったり、虫をつついたり、遊具に挑戦したり、自由に探索行動をおこなっています。幼児になると木登り、ブランコの二人乗り、立ちこぎ、鉄棒、縄跳び、鬼ごっこなどで遊び、午前午後、戸外で自然に触れてダイナミックに身体を使っています。園庭には枕木のクライミングや稼働式の鉄棒、タイヤ、ボールなどや室内には跳び箱やマット、遊具があり、1年を通して、身体を十分使って遊ぶことを園は大事にしています。身体を使うので、子どもたちはお腹がすいて、給食や午後のおやつにおにぎりなどをしっかり食べています。経験豊かな栄養士2人がたてる献立は幼児だけでなく、乳児も午前睡のあとなので、給食を残す

ことなくほぼ完食しています。今回の第三者評価の保護者アンケートでも「園で提供される食事・おやつは、お子さんの状態にあっていると思いますか」で高い満足を得ています。食事の喫食状況にもかかわってくる午前睡の取組は子どもが家庭で過ごす時間も含めた連続した1日の中で重要な意味があります。今後、更に保護者に理解を得る取組をおこない、園と家庭と協力して進めていくことが期待されます。

◆子どもたちは保育士に丁寧に見守られて、基本的な生活習慣を身に付け、自分を素直に表現しています

園は子ども一人ひとりの個性を大事に毎日の保育をおこなっています。保育士は、乳児には寄り添い、表情やしぐさから気持ちを汲み取って、言葉にして返し、子どもの気持ちに答えています。幼児になると自分の気持ちが伝えられるように保育士は待ち、見守り、自分の言葉で話せるようにしています。保育士は笑顔で穏やかに話し、注意する時もまず気持ちを受け止め、それぞれの子どもにあった声掛けをしています。個性豊かな子どもたちに応答的に関わっているので、子どもたちは自分の気持ちを素直に表現することが出来ています。また、子どもたちの「自分でやりたい気持ち」「今はやりたくない気持ち」を大事にし、それぞれの子どもにあった声掛けをして、「自分で出来た！」という達成感を大切に、基本的な生活習慣が身につけられるように丁寧にかかわっています。どの職員も同じように関わることができるように、職員は連携を取る努力をしています。子どもたちは大人への信頼関係が基盤にあるため、とても人懐こく訪問者や散歩先で出会う大人に笑顔で接しています。

◆保育理念を実現継続していくための将来を見据えた取組が期待されます

現在は経験豊富な保育士も多いことから安定した保育がおこなわれていますが、今後は将来を見据えた取組として、プライバシーに配慮した項目を保育の手順書に整備するなど既存の書類を見直すことや、3年後、5年後も「保護者と保育者がしっかり手をつなぎ、子どもを真ん中に共に成長していく」ために、園の課題となっている人材確保、人材育成にどのように取り組むのか、「地域に根ざした園」になるために何から始めるのかなど、事業計画の具体化、充実化が期待されます。

また、職業体験や実習生、ボランティアの積極的な受け入れや、園のもつ専門性を活かした育児支援をおこなうこと、園の特徴ある保育をWEBなども使って積極的に発信することで、地域とのつながりを深め、園の保育への理解を促し、人材確保にもつなげていくことが期待されます。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

園長という立場で受ける初めての第三者評価で、大変緊張しましたが、勉強になりました。

様々な視点からの評価は厳しいものもありましたが、園として園長として不足している部分や課題が明確になったのは、ありがたいことでした。

今後は、保育内容や特色をもっともっと外に向けて発信していくことや、地域活動に積極的に参加するなど、外に向けた活動も具体化していきたいと思います。

総評では園の中で大事にしていることなど、客観的に見て文章化されているのでわかりやすく、私達も新鮮でした。横浜保育室の頃から続いている雰囲気や、職員のチームワークへの評価も糧に、今後更に頑張っていこうと思います。

ありがとうございました。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
 a評価：よりよいサービスの水準・状態
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

<コメント>

保育理念の一つに「保護者と保育者が手をつなぎ、子どもを真ん中に共に成長していける場」であることを謳っています。令和7年度までの園運営の長期計画の冒頭に保育理念を明示しているほか、重要事項説明書に保育理念・園目標を記載し、利用契約時に保護者に渡しています。また、園の保育のグランド・デザインを示した「全体的な計画」にも、保育理念・園目標を明示していますが、その内容を保護者に説明する機会は設けられていません。年度初めの職員会議で、当年度の「全体的な計画」を確認していますが、前年度の内容とほぼ変わる点がなく、正規職員へは書面の配布にとどまっています。半世紀以上にわたって園が受け継いできた保育理念を、必要に応じて今日的な表現にアレンジしながら、現在の保護者と職員に伝えていく取組を経営層を中心に進めていくことが期待されます。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

<コメント>

園運営の中・長期計画の中で、園を取り巻く外部環境の変化等について触れられてはいるものの、その根拠となる制度の動向や市区の各種統計・データ等をもとにした理事会等での検討経過は確認できませんでした。月次の収支状況や利用者数の推移は確認しているものの、保育コストや利用率の定期的な分析までには至っていません。当園は、園目標の一つに財産管理を適正に行うことを掲げています。地域によっては保育園が飽和状態に入りつつある今、経営者が的確な見通しを持って園が保有する資源の最適化を図り、地域の財産である保育園の運営の安定化に引き続き取り組んでいくことが期待されます。

【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
--	---

<コメント>

経営層は、現在の職員構成において、いわゆる中堅層が薄いことを問題点として認識しています。せっかくキャリアを積んでも、結婚、出産を機に辞めてしまう職員が多いことが主な原因となっており、問題解決の一つとして、妊娠期間中の勤務時間の軽減等、職員のライフサイクルに応じた対応に力を入れています。また、2人の栄養士を雇用し、当園が力を入れている給食の質を保つための職員体制を整えています。今後は、中・長期計画で謳っているリクルート活動の一つとしての保育士養成校からの実習生の受け入れを含め、新規卒卒者の定期採用の実施等についても具体的な検討を進めることが期待されます。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

<コメント>

園の保育理念に沿って、令和2～7年度の5か年の中・長期計画を理事会で検討、作成し、その内容を保護者の代表が参加する運営委員会で説明しています。理念の実現に向けた保育の質を高める取組と、それを支える職員体制、ハード面の整備等に加え、「地域に根差した保育園」としての地域交流や子育て支援の活動に関する方針、目標等が示されています。今後、計画推進の体制や方法、スケジュール、成果指標等の要素を盛り込むことで、進捗管理及び評価の結果を踏まえた計画の見直し（モニタリング）をしやすくする工夫が期待されます。

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---

<コメント>
今年度の事業計画として簡単にまとめられたものがありますが、内容的に具体性が無く、中・長期計画との連動についても、必ずしも十分とは言えません。中・長期計画では、職員の労働条件の整備と向上を進め、定着を図るとして、年休の取得率のアップ等、具体的な改善項目を示しています。計画スタート時点での年休の取得率がどの程度だったのかは不明ですが、今年度の事業計画にも「さらに労働条件の向上を目指す」との記述があり、連動性がうかがえる部分もあります。ただし、前年度までの取組を踏まえた目標の設定は行われていません。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
--	---

<コメント>
園は「職員一人ひとりが個人で、あるいは小グループでの振り返りをし、意見を出し合い評価につなげている」としています。これは、保育所保育指針にも謳われた自己評価を指しており、各クラスあるいは全体の保育をまずは個人で振り返り、その後グループディスカッションを通じて問題意識の共有を図っています。今後、その取組を年間指導計画の見直しプロセスにしっかりと位置づけることが期待されます。年度の事業計画書については、まずは何のために作るのか、その目的を確認するところから検討を始めることが期待されます。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>
保護者の代表が参加している運営委員会で事業計画書の内容を説明しています。保育所においては、保育の全体的な計画に連なる一連の計画（年間及び月間指導計画や食育、保健、防災、職員育成等）を含む総体をもって事業計画と捉えることができます。「保護者と保育者が手をつなぎ、子どもを真ん中に共に成長していける場を目指す」ことを保育理念の一つに掲げており、園がどのような保育を目指し、実行しようとしているのかを保護者にしっかりと説明し、議論を行い、立場を超えて共通理解を深めるプロセスに価値を置いてきたものと思われまます。コロナ禍の折、条件が整わない状況も確かにありましたが、今後、まずは保育の計画について保護者の理解を深める取組から着手することが期待されます。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

<コメント>
年度末に行う自己評価を通じて、各クラスあるいは全体の保育をまずは個人で振り返り、その後のグループディスカッションにより問題意識の共有を図っています。自己評価には正規職員だけでなく、非常勤の職員も参加しています。議事録には「幼児クラスのおもちゃの数が少ないのではないか」「子どもに対する保育士の声掛けの中で禁止の言葉が多くなっているのではないか」等、様々な意見が出されており、職員が自分たちの日頃の保育をフラットな目で振り返る場になっている様子がうかがえます。職員が安心して自分の意見を言える心理的安全性に配慮した組織づくりが行われているものと推察されます。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
--	---

<コメント>
年度末の自己評価を通じて明らかにした課題について、それを具体的に改善するための検討をその後の職員会議等で行い、取組を進めています。今後は、そうした取組の経過や結果を定期的に評価したうえで、その時点における到達状況を職員間で確認するだけでなく、共に子どもの育ちを見守るパートナーである保護者に対して説明していくことが望まれます。その説明責任を職員集団が意識することで、保育の計画の作成→実施→検証→計画の見直しのPDCAサイクルが根付いていくことが期待されます。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b

<コメント>
今年度より就任した園長は、これまで主任保育士として前園長を支えながら、保育計画の作成及び管理、保育士の育成・指導、保護者対応等の任務にあたってきました。当園が長年にわたって培ってきた保育のノウハウを活かして、保護者の信頼と地域の保育ニーズに応えるべく、新たな主任保育士とともに先頭に立って職員集団を統率しています。園の事務分担表に則り、法人の理事会や運営委員会、園内の職員会議の場で園として目指すべき方向性等を示している他、地域の学校運営協議会等の外部の関係機関の会議に園を代表する立場で出席しています。

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 保育の全体的な計画に、児童福祉法、保育所保育指針に基づく児童保育施設として、児童・保護者・地域に対し役割を果たすこと、職員は公私を問わず成熟した社会人であることを心がけることを謳っている他、園が大事にする基本的な価値として、基本的人権の尊重、児童の最善の利益の考慮、職員の生活権の尊重等を掲げています。園長は、業務委託契約を結んでいる社会保険労務士や税理士より、最新の関係法令に関する情報を得ている他、今後、市や区その他の関係機関が実施する施設長研修に参加して、経営や法令遵守の観点から必要な幅広い知識の習得を計画しています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p><コメント> 園の中・長期計画には、非常勤を含めて、すべての職員が園内業務の係を担いながら、「全員参加の運営」を目指すことが謳われています。そうした方針のもと、園長は保育という営みがチームで行われることに鑑み、職員集団のチームワークを重視した運営を進めています。園の係業務の一つである「人権係」が中心になって、全国保育士会版の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」による自己点検を年2回実施し、その集計結果をもとにグループディスカッションを行っています。グループの構成に関しては、職員が互いに意見を出しやすいう、メンバー構成に気を配って実施しています。自己点検の集計結果を見ると、職員が日頃の自分たちの保育を客観的に振り返っており、また、その結果に基づくグループディスカッションでは、職員同士が子どもに対するよりよい関わりを求めて、忌憚なく意見を出し合っている様子が確認できました。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p><コメント> 園舎は傾斜地にある3階建ての造りで、玄関と事務室、0・1歳児と2歳児のそれぞれの保育室及び厨房、3歳児と4・5歳児のそれぞれの保育室で構成されています。主任保育士のもとに乳児、幼児それぞれのグループのリーダー（フロア主任）を置き、フロア全体の保育について一定の責任を負う体制を整えています。現状では、主任保育士が保育現場に入ることが多く、全体の保育計画を管理する本来の主任業務が必ずしも十分とは言えない状態にあります。今後ある程度の期間、そうした点を必要に応じて園長がフォローする体制を整えることが望まれます。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b	
<p><コメント> 構造的な採用難から人材の確保に苦慮していますが、今年度の4月に常勤保育士1名を採用し、複数担任制を敷く乳児クラスに配属して、ベテラン保育士とペアを組み、日々オン・ザ・ジョブトレーニングを実施しています。また、園が力を入れている質の高い給食を滞りなく提供する体制を築くために、2人の栄養士を雇用しています。後は、中・長期計画で謳っているリクルート活動の一つとしての保育士養成校からの実習生の受け入れを含め、新規学卒者の定期採用の実施に向け、具体的な検討を進めることが期待されます。</p>		
<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	b	
<p><コメント> 園長は、職員に求める人材像の一つとして、「保護者・園児・職員とのコミュニケーションを取り、お互いを認め、高め合える組織を目指す」ことを謳っています。そして、園として重点的に取り組んでいることの一つに、「声を出して笑うこと」を挙げています。子どもにとって何よりも重要な環境要因である保育士が常に笑顔でいることで、子どもたちに安心感を与えるとともに、職員同士が自分の気持ちを素直に表現することで、互いに相手を認め合える集団をつくってきたいという願いが込められています。ただし、人事基準の人事管理のベースとなる園独自のキャリアパスについては現時点で作成されていません。園の保育の特色の一つとなっている子どもの「午前睡」の取組に関する科学的な知見や運用スキル等も盛り込む形で、今後、整備に向けた検討を進めることが期待されます。</p>		
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	b	
<p><コメント> 園目標の一つに、「職員が元気で自信を持って働ける保育園づくり」を掲げ、職員の年休取得率の向上を事業計画に謳っており、若干のばらつきはあるものの、一定以上の取得ができています。また、就業規則において、男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置を講じている他、母性保護に配慮した労働環境の整備に努めています。現在、職員のうち嘱託を含む非常勤職員が3分の2を占めており、20～30歳代の若手職員を含む常勤保育士をベテランを中心とした非常勤職員がフォローする形の構成となっています。保育士の配置基準は満たしているものの、園では常勤保育士をあと数名増員する必要があると考えています。今後、関係者からの紹介等、独自の採用ルートの開拓に向けた取組を検討するとともに、職員のライフ・ワーク・バランスにも対応した形で、幅広いキャリアパスを設計していくことが期待されます。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
--	---

<コメント>

園長と全職員との個別面談が年2回行われています。今年度は1回目が11月に行われ、それぞれの保育やクラス運営等に関して、前期の振り返りと後期の取組課題の確認、また来年度に向けての意向（就業継続の意思や担任を希望するクラス等）の把握が行われました。園長は、本来であれば年度はじめに面談を実施して、本人の希望と組織としての期待をすり合わせながら目標設定を行い、中間時の面接で取組状況の確認と目標の見直しを行うことが望ましいとの認識を持っています。今後は主任保育士とも役割を分担しながら、職員との個別面談を計画通りに実施することが期待されます。

【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
--	---

<コメント>

事業計画において、園が目指す保育実践に向けた職員の学びの保障を謳い、園内・園外の職員研修の年間計画をそれぞれ作成しています。園外研修のうち、国の通知に基づく保育士等キャリアアップ研修については、市が実施している分野別研修をはじめ、職員が計画的な受講を進めています。2人の栄養士も交代で離乳食に関する研修等に参加し、日々の給食の献立や調理に活かしています。一方、園内研修については、今年度は保育中の事故や子どもに対する虐待の防止、衛生管理等のテーマで年6回計画している他、消防署員の指導による消火訓練とAEDを使った救命講習を予定しています。園内に組織された各係が園内研修のテーマに沿った内容を企画・立案し、実施後は参加した職員の意見や感想を研修係が集約して、次の計画に反映するようにしています。一方、キャリアパスの作成は今後の課題となっています。

【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
--	---

<コメント>

常勤、非常勤を問わず、研修参加の機会を保障していますが、園外研修への参加は常勤職員が中心となっています。元々常勤の保育士だったベテランの職員が、自ら希望して非常勤に変わる場合も出てきており、そうした職員の経験とスキルを保育のスーパーバイザーや園内研修の講師、新人教育・実習生指導の担当者等、専門性の高い業務に活かしていく可能性も考えられます。職員のライフ・ワーク・バランスにも対応した形で、今後、幅広いキャリアパスを設計していくことが期待されます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
--	---

<コメント>

中・長期計画で保育士養成校からの実習生の受け入れをリクルート活動の一つとして謳っています。園内の事務分担当で主任保育士を実習生の担当者として位置づけ、主任用の園外研修の年間計画に実習生指導者研修を盛り込んでいます。また、実習生の受け入れ要領をまとめた文書も作成しているものの、希望者からの申し込みがないとのことで、実績の確認には至りませんでした。今後の積極的な受け入れへの取組に期待します。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

<コメント>

独立行政法人福祉医療機構が運営する子ども・子育て支援情報公表システムに県を經由して当園の情報を掲載しています。内閣府のNPO法人ポータルサイトからは、運営法人の年次の事業報告書と決算書類が閲覧できますが、事業報告書から得られる情報は、きわめて限定されています。また、前回の第三者評価の結果を神奈川県社会福祉協議会のホームページから確認することができます。第三者評価の結果報告書は、1階事務室前のカウンターに常備されており、希望者はいつでも閲覧できる状態にあります。ただし、園長自身、地域に根差した保育園を目指す当園の情報開示の取組として、現状が決して十分なレベルあるとは認識していません。園では、職員の採用活動の観点からも、独自のホームページ開設の必要性を感じています。そこにどのような情報を掲載することが運営の透明性の確保に資するのかという観点も含めて、今後の検討が具体的に進展していくことが期待されます。

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

<コメント>

園内の事務分担当で、園の印鑑や財産の取り扱い、金庫管理、予算の執行と決算等の業務を園長の職務として規定し、職員に周知しています。月次試算表の作成や決算に関しては税理士に業務委託している他、決算時は法人の監事による内部監査を受け、その結果を理事会に提出しています。その他、社会保険労務士に社会保険に関する事務や就業規則の作成・届出等の労務管理を委託するとともに、市の指導検査への同席を依頼し、指摘事項に対する対応のアドバイス等を受けています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育理念に「地域に根ざした保育園として様々な交流を大切に、要望に応えます」を挙げています。町内会のお祭りには毎年職員が協力しており、コロナ禍以前は地域の幼稚園、保育園と、子ども同士が公園などで交流していました。子育てサポートや地域の催し、サークルのリーフレットが玄関に置かれていますが、児童発達支援事業所や放課後デイ等も含め、活用できる社会資源のさらなる情報収集が望まれます。園としても、今後は地域との交流に力を入れていきたいと考えています。</p>	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルが整備されており、ボランティア受け入れのルールが明確化されています。近年は、個人的な要望で高校生のボランティアを受け入れた実績があります。コロナ禍以前は、園の掲示板で募集をして集まった地域のボランティア数名がお手玉、お姫様ごっこドレス、雑巾などを製作していました。現在は地域ボランティアの活動は実施できていませんが、コロナ収束後も活動してもらえよう、子どもたちが絵手紙を送り、関係性の継続に努めています。その一方で、学校教育への協力は今後の課題であり、積極的な働きかけを期待します。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>各クラスに掲示している緊急時マニュアルに、港南区子ども家庭支援課、警察、タクシー、病院、南部児童相談所、よこはま港南地域療育センターの連絡先が記されており、いつでも連絡できるようになっています。港南区子ども家庭支援課の保健師、支援員、ケースワーカーとは個別ケースについて定期的にカンファレンスを行っている他、気になることは相談する体制があります。よこはま港南地域療育センターとはカンファレンスで連携している他、年1回巡回してもらい相談する体制があります。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>港南区園長会に参加し、区や地域の情報収集に努めています。コロナ禍以前は、子育てサロンで未就園児とお喋りを楽しむサロンの運営を地域の保育園と交代で行っていました。職員は公園に行った際に地域の保護者とコミュニケーションをとるよう努めています。育児相談はいつでも応じる体制であり、港南区の広報に載せていますが相談実績がないため、掲示板の活用など地域への働きかけが期待されます。園見学の際、育児相談がある場合には時間をとって対応しています。</p>	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>休日に駐車スペースを町内会に提供することがあります。コロナ禍以前に行っていた子育てサロンなどの地域貢献に関わる事業を今後、園の事業として計画していくことが期待されます。園には災害時に職員と園児分の備蓄と発電機がありますが、災害時の地域との連携には至っていません。園として、今後は地域コミュニティへ協力をしていきたいと考えています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育理念に「子ども1人ひとりの個性を大切にしながら、心身ともに健やかに育ちゆく場となるようにします」を挙げており、職員は子どもを尊重した保育を心がけています。職員倫理綱領を策定し、人権係を中心として年1回以上、人権チェックリストを用いて研修を行い、職員の理解を深めています。また職員同士が普段から気になる言葉遣いがあった場合に、お互いに伝えあえる関係性があります。子ども同士が互いを尊重できた場面については、園だよりに掲載し、保護者にも理解を図っています。</p>	

<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>c</p>
<p><コメント> 幼児用トイレには扉がついており、半屋外にあるシャワー使用時には日よけを使用し近隣から見えないよう配慮しています。しかし、子どものプライバシー保護について明記した規定・マニュアル等が不十分です。園として、排泄、着替え、シャワー等生活場面に於けるプライバシー保護について、職員全体で基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解した上で、子どものプライバシーに配慮した保育の規定・マニュアルを整備していくことが望まれます。さらに子どもと保護者にプライベートゾーンの大切さなど伝える取組も期待されます。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 利用希望者には園長がパンフレットを用いて、午前睡をしていることも含めて1日の流れを説明し、保育時間、持ち物、よくある質問を丁寧に伝えています。コロナ禍のため、通路からガラス越しに保育の様子を見学してもらっています。見学は決まった曜日時間がありますが個別の希望にも柔軟に応じています。パンフレットには理念や保育内容が記載されていますが、多くの人が入手できる場所への配置がないこと、ホームページ等が整備されていないことが課題です。利用者が情報を入手しやすいよう、利用者の視点に立って積極的に情報提供することが望まれます。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 入園説明会に先立って、重要事項説明書等の資料を渡し、現在は個別面談も兼ねて入園説明をしています。送迎時の注意点や時間外保育の説明も行い、実費がかかるものは書面で同意を取っています。また、持ち物については保護者がわかりやすいように実物を見せる工夫をしています。進級時には書面で持ち物や個人教材の購入について伝えています。現在対象者はいませんが、「外国籍や帰国子女、文化の異なる子どもの受け入れ対応マニュアル」が整備され、ルール化して対応できるようになっています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 個人情報保護の観点から、保育所等の変更にあたり引継ぎ文書は定めていませんが、行政からの要請があれば対応することが可能です。転園にあたり、口頭で引継ぎ、申し送りを行ったことがあります。</p>	
<p>(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 日々の保育の中で、子どもの様子を観察し、子どもの言葉を拾うように心がけており、子どもたちがやりたいことを伝えやすい環境をつくることを目指しています。また職員同士がひとりひとりの様子を言葉に出して伝え合い、情報共有しています。保護者に対しては、日頃から職員が声かけをし、話しを聞く姿勢を大切にしている他、乳児は連絡ノートのやりとりからもニーズ把握に努めています。行事後にアンケートを行い、主任が結果をまとめて職員に共有し、園だよりでもフィードバックしています。さらに、園運営や保育についても保護者の満足度を把握するための取組が期待されます。</p>	
<p>(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 苦情解決体制は苦情受付担当者を主任、苦情解決責任者を園長とし、第三者委員2名を設置しています。重要事項説明書に苦情解決の仕組みと連絡先を明記し、玄関に掲示するとともに意見箱を設置しています。これまでに意見箱や第三者委員を介した苦情相談はありませんが、送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中でた保護者からの意見・要望は受付票・記録票に記録し保管しています。全体に関わる要望や苦情については掲示やおたよりで公表しています。さらに、横浜市福祉調整委員会など保護者が直接相談できる相談先も情報提供などの配慮が望まれます。</p>	
<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 重要事項説明書に「苦情解決の取り組みを行っています。苦情に限らず保育園への意見、気持ちをお伝えいただくためにも『意見箱』を使ってください」と記載があり、園として苦情解決の姿勢を示すとともに、第三者委員の連絡先も記載しています。日常的に保護者が意見を言いやすい雰囲気を作ります職員が作り、意見を述べやすくしています。相談は、時間をとってプライバシーを確保できる事務室やホール、休憩室などで面談をする配慮をしています。</p>	

<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>
保護者が相談したり意見を述べやすいよう、登降園の際に職員から話の糸口を作るよう努めています。保護者からの意見は、対応したクラス内の職員で共有され、園長・主任へ報告し対応が協議され、毎日の打ち合わせで情報共有をして、職員に周知されており、迅速に対応するように心がけています。対応に時間がかかる場合には、事情を伝えています。夕方のオムツ交換について保護者より意見があり、オムツ交換のタイミング等のルールを変更した事例があります。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>
リスクマネージャーは園長で、区や市から送付された事故事例を職員に共有もしています。事故事例を踏まえ、園外での迷子の対策として、子どもたちのおうちマップを作成しました。「危機管理マニュアル」が整備されるとともに各保育室に事故発生時の対応と安全確保についての責任、手順を明記した「緊急時マニュアル」を掲示しています。日誌にヒヤリハット記載欄を設けており、事例の収集を積極的に行い、危機管理係が毎月集計・分析し、職員会議で傾向と再発防止策を共有しています。さらに収集した事例の期間ごとの件数の分析を行うなど、再発防止に努めることが望まれます。

<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
--	----------

<コメント>
「感染症および蔓延防止マニュアル」が整備され、責任者は園長となっています。各保育室には感染症の一覧が掲示され、職員がいつでも確認できます。トイレの棚には嘔吐処理マニュアルが掲示され、嘔吐処理がすぐにできるような物品も用意されています。今年度は職員研修でも嘔吐処理の手順と用具の準備方法を実際に訓練し確認しており、継続が期待されます。保育中に感染症が疑われる症状が出た場合には医務室兼休憩室等で隔離しています。感染症が発生した場合には、各クラスの入退室ボードの横に感染症の発生状況を掲示して保護者への情報提供をしています。

<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>b</p>
--	----------

<コメント>
「災害時対応マニュアル」が整備され、発生の状況別に災害時の対応内容が定められています。災害時、保護者には一斉メールや災害時伝言ダイヤルで知らせるとともに、園から移動する際には園の門扉にも移動場所を掲示し、引き取りをスムーズに行える体制です。備蓄は職員・園児分の用意があり、リストを作成し栄養士が管理しています。住宅街という立地も考慮した様々な避難訓練を毎月実施していますが、自治会等と連携した取組がないため、今後は地域と共働できる体制づくりが望まれます。警察と不審者対応訓練、消防と消火訓練を年1回行い、連携しています。休日も含めた職員の安否確認体制の整備は課題となっています。

2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	<p>第三者評価結果</p>
--	----------------

<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>
オムツ交換や消毒、嘔吐処理、プール活動・水遊びの手順マニュアルや、業務別の業務マニュアルを整備しています。新人職員にはベテランの職員が個別に指導しており、園内研修でも全体に周知し、統一を図っています。しかしながら、いずれのマニュアルにも子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が明記されていない点、マニュアルにもとづいて実施されているか確認する仕組みがない点は課題です。マニュアルの見直しとそれにもとづく保育の実施されているか確認する仕組みづくりが望まれます。

<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>
手順書は各係で検証・見直しを行い、主任が係からの提案をもとに反映しています。検証・見直しは実際に行ったり、文献も参考にしています。また年度末の振り返り会議で職員から出た意見も反映しています。さらに、各係が時期を定めて、保護者と職員の意見も反映したかたちで、標準的な実施方法を検証・見直しをすることが期待されます。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

<コメント>

指導計画作成の責任者は園長で、全体的な計画に基づき各クラス担任が、年間指導計画、月間指導計画を作成しています。個別の配慮を必要とする子どもの対応については、職員会議での話し合いや関連機関との相談やケース会議の結果を踏まえて作成しています。子どもと保護者等の具体的なニーズは個別支援計画の評価に記入し、話し合いの場で生かされています。指導計画にもとづく保育実践については、年度末に振り返り会議を行い、振り返りや評価を行っています。しかし、異年齢合同クラスでも年齢別の指導計画しか作成されておらず、運営と計画が一致していない部分も見受けられるため、計画作成に一層の配慮が期待されます。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント>

年度末にフロア会議（0～2歳、3～5歳児別）で年間指導計画の評価・見直しを行った上で、正規職員の会議で検討され、全体に周知されています。指導計画作成にあたっては保護者会からの要望も加味しています。月間指導計画は前月の実施状況の評価・見直しにもとづいてクラス担任が作成しています。しかし、作成した指導計画を変更する場合は打ち合わせでの検討と全体への情報共有のみで、年度途中に指導計画を定期的に評価・見直しする仕組みがありません。年間指導計画も含め、定期的な指導計画の評価・見直しをする仕組みづくりが望まれます。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

<コメント>

子どもの発達状況は、健康台帳、児童票、個別の成長記録に記録しています。クラスごとの保育日誌や個別指導計画の評価により、個別の指導計画にもとづく保育が実施されているか確認可能です。記録は、可能な限り園長が確認し、ねらいに対するエピソードを記載して振り返るよう指導しています。保育所における情報は、毎日の打ち合わせ後、フロアごとに職員に伝達し、事務室の打ち合わせ記録ノートで確認が可能ですが、全職員に周知できたか確認する仕組みがありません。今後、全職員に情報を共有する仕組みづくりが望まれます。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

<コメント>

「個人情報の取り扱いについて」に、個人情報の収集、利用及び提供、適正管理、確認・修正について定めています。入職時に「ソーシャルメディアガイドライン」を説明し、同意署名を取っているほか、年度初めの会議でも、公共の場で個人情報を話さないよう指導しています。保護者に保育の様子を伝えるために写真撮影をしていますが、年度末にデータを削除しています。しかし、個人情報の廃棄については文書としての規定がありませんので、規定の見直しが望まれます。保護者へは入園時に個人情報同意書にもとづいて説明を行い、同意を書面で得ています。

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針に基づき、「保育理念」「保育方針」「保育目標」に従って各年齢の発達を踏まえています。園長、主任で内容を検討して作成し、年度初めに全職員に説明しています。全体的な計画は保育姿勢、年齢ごとの養護、教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）食育など具体的な内容を記載し、保護者、地域への支援、安全対策・事故防止など記載されています。年度末に園長、主任、クラス担任が集まって振り返りをしていますが、次年度への作成につなげる見直しとしては十分ではないと園は考えています。今後は保護者の理解を深めるために説明や配布、いつでも見ることができる場所での掲示などの方法を考えていくことが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育室は全クラスに床暖房があり、エアコンや扇風機、空気清浄機を設置して、室温、湿度を保持し、また換気をして、適切な状態に保たれています。どの部屋も陽当たり、風通しが良好です。寝具は定期的に布団乾燥をおこない、保育教材やおもちゃはガイドラインに沿って午睡中に消毒し、衛生的に管理されています。コーナー遊びができるようにおもちゃの棚や家具の配置に配慮し、季節や子ども達の発達に合わせ、絵本やおもちゃを随時変更し、環境を整えています。手洗い場やトイレは使いやすく、清潔に保たれています。保育室には子どもが落ち着ける隠れ家のようなスペースを設計して作ってありますが、現在はコロナ禍にあり、使っていません。子どもが落ち着ける、好きな場所を確保できるように、パーテーションの利用や廊下のスペースも活用していますが、園は更に工夫していきたいと考えています。園内は整理整頓され、清潔に保たれ、心地よく過ごせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で発達状況や家庭環境を考慮した上で一人ひとりを尊重する保育をおこなっています。園長は常に子どもの姿をよく見るように、話をしっかり聞くように指導しています。表現する力が十分でない子どもには表情やしぐさ、視線から気持ちを汲み取り、寄り添い、言葉にして返したり、代弁しています。幼児においては自分の気持ちや考えを出しやすい雰囲気を作るように心掛けています。「声に出して笑うことを大事にする」を重点目標にあげているとおり、保育士は子どもたちに笑顔で応答的に関わり、寄り添い、思いを共感するよう努め、保育士同士も笑顔で対応しています。自己主張や自我の育ちについては、様々な欲求をまずは受け止め、気持ちを切り替えられる工夫をしています。保育士は子どもの年齢にあったわかりやすい言葉づかいで話し、大きな声やせかさず言葉は使わず、近づいて伝えたり、肯定的な言葉を使い、穏やかに子どもたちを待つよう努めています。更に家庭で過ごす時間も含めた1日の過ごし方について個人差を尊重し、家庭にも働きかけていくことが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように、工夫した動線が考えられ、保育士は援助したり、見守ったりしています。乳児クラスでは衣服や靴の着脱や脱いだ服のたたみ方など保育士はゆったりと一人ひとりに丁寧に関わって、子どもたちのやりたい気持ちを満足させ、「履けた！」など達成感を味わえるように見守ることを大事にしています。保護者と協力して子どもの育ちを支えられるようにクラス便りなどで取り組んでいる様子を伝え、基本的な生活習慣が身につくようにしています。食事や時間を知らせながらも自分のペースで食べられるよう出来る限り待っています。幼児の後半には、自分から苦手なものを伝え、減らしてほしいと言えるような働きかけをしています。手洗い等の大切さは理解できるように説明して、自分たちで意識しておこなえるようにしています。更に一層、子どもの状況に応じた休息の取り方の配慮や家庭への働きかけがなされることが期待されます。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

指導計画や行事の取組は子ども主体になるよう子どもの姿や興味、関心に着目し、子どもの思いを反映するようにしています。乳児期から自分たちでおもちゃを選んで遊ぶように保育環境を整えています。まず保育士との信頼関係を築くことを大事にしています。0歳児から「○○ちゃんと一緒だね」と友だちを意識した声かけをし、保育士が仲立ちをして、ごっこ遊びなどを通して、友だちとの関係を築き、思いを言葉で伝えていけるようにしています。幼児になると完成させたブロックなどおもちゃを飾っておける期間の取り決めなどクラスで話し合いの機会を作り、自分たちでルールを決めています。劇遊びは好きな絵本を題材にして取り組んだり、毎日、散歩に行く中で近隣の公園地図を作成したり、協同する楽しさを体験できるようにしています。幼保小連携交流事業の取組で小学校との交流があります。散歩先の公園で、子どもたちは自然に触れ、伸び伸びと身体を動かして遊んでいます。園庭のプランターでは野菜を栽培しています。廃材や自然物など色々な素材で製作したり、リズムや楽器演奏などで自由な表現をしています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

1歳児クラスと合同のクラス運営をしています。広い部屋を食事と遊び・睡眠のスペースに分けて使っています。健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を意識しています。午前睡を取り入れることでしっかり昼食を取ることができています。1歳児とはロールスクリーンで仕切り、1歳児が午前睡の時間帯に食事をするので、食事や着換えは1対1で対応しています。保育士は子どもの欲求や要求に応答的な関わりをおこない、子どもが不安を感じないように丁寧に優しい声で話しかけ、子どもが安心感や心地よさを感じられるよう関わって愛着関係が築けるようにしています。抱き人形や木のママゴトセットや絵本などの他、身体を使って遊べる木製の遊具があり、活動や興味に合わせて遊べる環境になっています。保育士は布遊び、ふれあい遊びをしたりして子どもの遊びを豊かにしています。家庭とは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、連携を密にしています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

一人ひとりの遊びを大切に、自我の育ちを受け止めることを大切にしています。探索活動を通して子どもの興味や関心を広げ、子どもの発見や感じたことに保育士は気づいて、遊びが広がるような言葉掛けや様々な物を準備しています。基本的な生活習慣を身に着けやすいように、動線を考えています。保育士は一人遊びを大事にしながら、友だちとの関係が育まれるようにしています。友だちとの関わりを仲立ちする中で双方の意見をしっかり聞き、気持ちを受け止めた上で何がいけなかったか、伝えるようにしています。発達年齢に合った玩具や絵本は自分で出し入れできるようになっており、ごっこ遊びができるようにバンダナや風呂敷、布製のやバッグや抱き人形など用意されています。おもちゃや絵本などは発達や興味に合わせて、入れ替えています。食事の様子を見に来た調理員と会話したり、散歩前後に事務職員と関わりがあります。保護者とは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、連携を密にしています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

3歳児では基本的な生活習慣が身につくように、また、1日の見通しが持てるように声掛けを工夫しています。自分の気持ちを自分なりの言葉で表現できるように見守り、仲立ちをしながら、興味のある遊びや活動を楽しめるようにしています。4・5歳児は合同クラスで活動しています。4歳児では生活習慣がほぼ身についてきています。自分の力を発揮し、友だちとも楽しみながら活動や遊びに参加できるように、保育士は子どもの意見を肯定し、活動や遊びが発展するような声掛けをしています。5歳児では生活習慣が身に付き、見通しを持って生活しています。子どもたちが希望する公園へ行ったり、公園先での遊びを子どもたちの意見で決めたり、子どもたちで話し合っクラス内のルールを決めたりしています。日々の保育の様子はクラス前のドキュメンテーションで保護者に伝えています。更に指導計画に基づいておこなわれるそれぞれの発達や興味関心に沿った年齢別の保育の充実と、合同保育にあたって4・5歳児合同の指導計画の作成が期待されます。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

エレベーターがあり、保育室やトイレはバリアフリーになっています。港南福祉保健センターやよこはま港南地域療育センターと連携を図り、巡回訪問で具体的な助言をもらうなどして、個別の指導計画を作成しています。クラスの一員として活動できるようクラスの指導計画にも反映させています。配慮が必要な子どもの特性を周囲の子どもが理解できるように話し、子どもたちがみんな楽しく遊ぶにはどうしたらいいか、どちらの気持ちも汲んで考えるようにしています。子どもたちは時間がかかっても出来るのを見守ったり、手伝いが必要なら手を貸しています。保護者とは連絡帳や面談などで連絡を密に取っています。障害のある子どもの保育について研修を受け、その内容、及び日常の子どもの様子、クラスの様子などは会議などで他の職員にも伝え、情報共有し、園全体で同じ対応ができるようにしています。また、保護者には重要事項説明書で取組を伝えていきます。今後は更に園全体でクラス運営を支えていける応援体制ができることが期待されます。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

全体的な計画の中にも「長時間にわたる保育」の項目をあげ、年間指導計画、月間指導計画に反映されています。0,1歳児は特に1日の流れを意識して一人ひとりの生活リズムに配慮して夕寝時間を確保したり、授乳する場合があります。朝夕の時間帯は合同にして異年齢で過ごす時間がありますが、保育士はゆったり関わることを心掛けています。子どもたちの体調を考慮して柔軟に保育内容の変更をしています。子どもたちが好きな遊びを楽しめるよう配慮しています。園庭に出て、思いっきり身体を使って遊んだり、じっくり室内遊びをしたり、動と静の時間を考え、また、部屋を区切ることで、年齢に応じたおもちゃや遊びの環境に配慮しています。18:30以降の延長保育利用の子どもには間食を提供しています。毎日のミーティングで情報共有をし、クラス毎の連絡ノートや全体の共有ノートで伝達事項を把握し、保護者に伝え漏れがないようにしています。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

5歳児の年間指導計画、月間指導計画に就学に向けての取組を反映させています。子どもたちが小学校以降の生活に見通しを持つことができるように、普段の生活や遊びの中で数字や文字、時計を取り入れたり、ハンカチティッシュの持参、第4期から午前睡をやめるなど就学に向けた取組をしています。幼保小連携交流事業で年長児は1・5年生と交流しています。運動会の予行練習の見学、お正月遊びの体験、校庭の畑のサツマイモや大根の収穫を一緒にして、小学校に慣れ、就学に期待が持てるようにしています。今後、コロナ禍で途絶えていた近隣の保育園と公園で遊ぶ交流を再開する予定です。また、保育士が小学校の公開授業を見学する機会があるなど、相互に交流しています。懇談会で保護者には小学校以降の生活に見通しを持てるように説明し、不安を取り除く機会にしています。保育所児童保育要録は横浜市の研修を受けて、作成しています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
---------------------	----------------

<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	b
---	---

<コメント>

「衛生管理」「感染症対策」に関するマニュアルがあり、「健康管理」に関する手順書があります。毎日、子どもたちは家庭で検温し、乳児は連絡ノートに記入、幼児は登園時にクラスのボードに記入しています。保育士は子どもの様子を観察し、保護者と口頭でも健康状態の確認をしています。乳児は午前睡明けに検温して体調の把握をしています。保健計画を作成し、保育に取り入れています。ケガや体調不良の場合は細かく保護者に症状などを伝え、その後の受診や経過についても丁寧に様子を聞いています。予防接種の接種状況などはその都度家庭から知らせてもらっていますが、年度末には保護者に見てもらい確認、追記しています。園だよりやクラスだよりで保護者に健康に関する取組を伝えていきます。SIDS対策のため、顔色がわかるような明るさにロールカーテンを調整し、0歳児クラスは5分、1歳児は10分ごとに体位も含めて呼吸チェックし、記録しています。今後、保護者に向けてSIDSに関する情報提供をする予定です。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

嘱託医により、年に2回の健康診断と歯科健診をおこなっています。健診結果は口頭で、必要があれば書面で保護者に伝え、保育士も健康状態を把握周知しています。歯科健診の結果で受診が必要な保護者には所定の様式で知らせ、個別に声を掛けています。後期の歯科健診では歯科衛生士が幼児クラスにブラッシング指導をおこなっています。乳児には絵本や紙芝居などでわかりやすく、歯磨きの大切さや歯磨きの仕方を説明しています。現在はコロナ禍により、園内で歯磨きはおこなっていません。幼児クラスでは健康に過ごすためには「早寝早起き」の大切さやごはんをしっかり食べる事が大事なことを伝えていきます。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもには「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により、子どもの状況に応じた適切な対応をし、医師により記入され保護者から提出された「アレルギー疾患生活管理表」を基にして、除去食を提供しています。保護者とは翌月のメニュー確認をしています。園内では毎日のミーティングで翌日のメニューの除去確認をし、アレルギー疾患の園児の給食は、名前のついた色の違うトレイに用意され、調理室内で確認、受け取りの担任と確認、クラスの担任間で再度確認して、専用のテーブルに配膳しています。除去食対応の保育士は他の保育士と違う白の割烹着をつけて食事の介助をしています。アレルギーについて年齢に応じてわかりやすく説明しています。栄養士は横浜市のおこなう食物アレルギーの研修に参加し、エビペンの使用法などは職員に伝えています。重要事項説明書などでアレルギー疾患や既往症について保護者に知らせています。子どもたちの既往症やアレルギー疾患などについては一覧表にし、いつでも確認できるように事務所と各クラスで保管しています。毎年一覧表は見直しをし、確認周知しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

どのクラスも落ち着いた雰囲気の中で食事をしています。幼児クラスの子どもたちは自分で食べられる量を申告して減らしてもらうなど無理なく食べられるように調整しています。食べられる食材が増えるように、保育士は「一口食べてみようか？」と声を掛けています。食事の終わりを時間で区切ることをせず、子どもが食べたい時はせかすことなく食べ終わるのを待っています。年齢、発達にあった「食育計画」があります。調理室は大きなガラス窓があり、調理の様子を見ることができ、食材や調理に興味関心や調理員に親しみが持てるようにしています。クッキングも調理室前のスペースを使っておこなっています。幼児クラスは夏野菜を栽培し、調理して食べたり、乳児クラスは野菜を触ったりしています。園だよりに「給食だより」を載せ、食材の豆知識や人気のレシピなど保護者向けにアドバイスを載せたり、幼児は献立表をひらがなで示したものをクラスに掲示して子どもの理解が深まるようにしています。クラスだよりなどで保護者へ食育に関する取組を伝えています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

栄養士2人で相談しながら毎日違う献立を立てています。季節を感じる旬の国産食材を利用し、食べやすい大きさや固さにするだけでなく、子どもは見た目で判断することが多いので、切り方を工夫して子どもたちが喜ぶような気配りをしたり、箸で掴みやすい工夫をしています。コロナ禍により、栄養士が保育室に向いて喫食状況を確認していませんが、毎日担任と話したり、給食会議などでも確認して、献立や調理の工夫に活かしています。離乳食では担任と連携を密に取り、子どもに合わせて丁寧に対応しています。行事の際にはアルミカップで個別に盛りつけた食材を大皿に盛りつけ、バイキングの楽しさを味わえるようにしたり、卒園の時には子どもたちがリクエストしたメニューを提供したりしています。郷土料理も取り入れ、季節や伝統の味を感じるようにしています。毎日の給食は写真にして掲示しています。衛生管理マニュアルがあり、適切に衛生管理がされています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント>	
乳児クラスの連絡帳は1日の生活の流れが園と家庭の連続性がわかる書式で、睡眠や食事、排泄などこまめに家庭と連絡を取っています。幼児クラスは連絡帳は使用していませんが、保護者からのメッセージや保護者に伝えたいことは引継ぎノートに記載したり、個人宛のウォールポケットに手紙を入れるなどして確実に伝えていきます。園だよりやクラスだよりの中に保育の意図やねらい、保育内容が記載されています。幼児クラスは保育室の前にその日の活動をドキュメンテーションで知らせています。年に2回の懇談会で保護者にはより丁寧に子どもの姿、保育の意図やねらいを伝え、成長を共有する時間を持っています。また、2歳児以上は2,3グループに分かれて保育参加として日常の保育の様子を見てもらっています。個人面談は4歳児の2月と5歳児の就学時健診前におこなわれています。保護者が希望すればいつでも面談をすることができますが、4,5歳児以外のクラスも年に1回は個人面談の時間を取り、家庭との緊密なやり取りが期待されます。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
登降園の際や連絡帳を用いて保護者とは日々コミュニケーションを取って、信頼関係を深めるように努め、保護者が安心して子育てができるように支援しています。保護者の心配事や相談、意見が引き出せるよう、クラス担任だけでなく、園長や主任は顔を合わせた時に子どもの様子を伝えたり、話しやすい題材を選んで気軽に声を掛けています。保護者から相談がある場合は保護者の勤務形態を考慮した時間を選び、面談はプライバシーに配慮した場所でおこなわれています。また、急な延長保育や土曜保育の希望などは柔軟に対応して、保護者の支援をおこなっています。保育士は保護者からの相談に栄養士などの専門職や園長から助言を受けられる体制があり、面談は園長が同席する場合もあります。相談によっては港南福祉保健センターなど他機関と連携しながら支援しています。職員間で同じ支援ができるよう、相談内容は必要に応じて引継ぎノートやミーティングノートに記録し、園全体で共有しています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>	
「虐待防止・対応マニュアル」があります。保育士はチェックリストにしたがって、朝の受け入れ時の表情や日々着替え時に全身の確認をおこなったり、連絡帳の内容などで保護者や家庭での様子、子どもの姿に変化がないか、細やかに観察し、虐待の兆候がないか気を配っています。保護者の様子によっては温かく声を掛け、子育ての大変さを認めて努力を労い、じっくり話を聞くことで保護者のストレスが軽減され、虐待予防できるよう努めています。無断欠席の場合は電話をして欠席の理由を確認しています。虐待が疑われる場合はすみやかに園内で共有し、職員全体で見守る体制があります。日頃から連携のある港南福祉保健センターや港南区こども家庭支援課と相談しながら早期対応ができるようにしています。港南区役所の虐待担当が実施している虐待防止出前講座を受講しています。園は勤務形態の違いがある職員を含む職員全員に定期的な研修を充実させていくことを課題と考えています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント>	
月間指導計画や保育日誌は振り返りを記入できる書式になっており、自己評価は意図した保育のねらいに対し、個々の子どもの成長や意欲、その取り組む姿勢を記載しています。毎日のクラス内の話し合いにより、保育計画の確認、見直しをおこなっています。クラスでその月の反省、課題を子どもの成長のためにどうしていくのがいいか、話し合い、振り返る時間を持ち、翌月の月間指導計画につなげています。保育士は実地研修をおこなったり、参加したりして、専門性の向上に努めています。各行事等においても自己評価や振り返りをおこなっています。また年間計画の期ごとに保育の振り返りを記載しています。保育士は振り返り会議を年度末におこない、自己評価を園全体の保育実践の自己評価につなげています。更にお互いのクラスの指導計画、保育内容を共有し、日頃から意見を交換し、学び合う姿勢や専門性の意識の向上を目指すことが期待されます。	

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
